

令和6年度 セミナー・研修受講支援補助事業のご案内

荒川区では、区内中小企業が、より高度で専門的な知識・技術の習得やアップデートな市場動向の把握などのために、公的支援機関等主催の有料セミナー等に参加する場合の受講料の一部を補助します。

〔補助制度概要〕

補助対象者	<p>次の全ての条件を満たす方</p> <p>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する中小企業者で区内に本社を有する方又は複数の事業者によって構成され会則等を備えて自主的な団体活動を行ない、かつ区内に本社を有する方が構成員の3分の2以上を占める団体</p> <p>申告の完了した直近の事業年度分法人都民税または前年度分個人住民税を滞納していない方</p>
補助対象経費	<p>経営基盤や競争力の強化等を目的に、公的支援機関等が主催する有料のセミナーや研修の受講に要する経費(申請年度内の受講及び受講料の支払完了が必要です。)</p> <p>インターネットでの受講や自社内等研修会の開催も補助対象になります。</p> <p>事業者が、自社の従業員等の受講料を負担する場合に限り、</p> <p>年度を遡っての申請はできませんので、ご注意ください。</p> <p>セミナー等のテーマ例: 経営管理、営業力強化、生産・技術力強化、人材育成 等</p> <p>公的支援機関等:: (独)中小企業基盤整備機構 / (独)産業技術総合研究所 / (地独)東京都立産業技術研究センター / (公財)東京都中小企業振興公社 / 国立大学法人山形大学工学部 / 公立大学法人東京都立大学 / 東京都立産業技術高等専門学校 / 東京電機大学 / 東洋大学 / 東京都立職業能力開発センター / 東京商工会議所 / その他区長が認める機関</p> <p>対象外のテーマ: 事業活動上、必要な免許等取得・更新や創業(第二創業は除く。)等</p> <p>対象外の経費: 講師の著書等購入費、懇親会等の参加費、昼食代、交通費、消費税・振込手数料等間接経費 等</p>
補助額	<p>補助対象経費の2分の1</p> <p>会場やインターネット等で受講の場合.....上限額 3万円</p> <p>自社内等研修会開催の場合.....上限額10万円</p> <p>申請は事業者単位で受け付け、上限額に達するまで複数回の申請を行うことができます。</p> <p><u>「その他区長が認める機関」主催の場合は、補助申請前にご連絡ください。</u></p> <p>他の公的機関等から当該セミナー等受講料の補助を受ける場合、当該補助額を差し引いた後の額を、本事業での補助対象経費とします。</p>

〔申請・交付手続きの標準的な流れ〕

申請者	荒川区
<p style="text-align: center;">セミナー等受講</p> <p style="text-align: center;">申請・実績報告</p> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川区セミナー・研修受講支援事業補助金交付申請書 兼 実績報告書(別記第1号様式) ・セミナー等受講実績概要等(第1号様式(別紙1)又は(別紙2)) ・セミナー等のパンフレット等【コピー可】 ・公的支援機関等発行のセミナー等の受講を証明する書類【コピー可】 ・受講料等の支払いを証明する書類【コピー可】 ・直近の事業年度分法人都民税等の納税を証明する書類等【コピー可】 	
	<p>交付決定 兼 確定通知</p> <p>審査等の結果、不交付等の場合もあります。</p>
<p style="text-align: center;">補助金請求</p> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川区セミナー・研修受講支援事業補助金請求書(別記第4号様式)の確定通知でお知らせする補助金額を記載してください。 	
	<p>補助金支出手続き</p> <p>通常4週間程度で、申請者の指定口座に入金完了します。</p>